

# 北海道エゾシカ管理計画（第5期）

（平成29年3月 策定）

北 海 道



## 目次

### 第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景	1
(1)	エゾシカ保護管理の経緯	1
ア	保護管理計画策定前	1
イ	道東地域エゾシカ保護管理計画の策定	1
ウ	エゾシカ保護管理計画（第1期～第2期）の策定	1
エ	エゾシカ保護管理計画（第3期）の策定	1
オ	エゾシカ保護管理計画（第4期）の策定	2
(2)	エゾシカの分布と生態	2
2	計画策定の目的	3
3	計画の位置付け及び期間	3
4	計画の対象地域	3
(1)	本計画の対象地域	3
(2)	地域区分	3
(3)	全道の状況	4
ア	農林業被害の状況	4
イ	交通事故の発生状況	4
ウ	生物多様性への影響	4
(4)	各地域の状況	5
ア	東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）	5
イ	西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）	5
ウ	南部地域（後志、渡島、檜山管内）	6

### 第2章 管理の推進

1	管理の目標	7
(1)	基本的な目標（全道対象）	7
(2)	地域別目標	7
ア	東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）	7
イ	西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）	7
ウ	南部地域（後志、渡島、檜山管内）	7
2	目標達成のための方策	7
(1)	エゾシカ捕獲推進プランの作成	7
(2)	個体数管理の充実	7
(3)	地域別の管理	9
ア	東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）	9
イ	西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）	9
ウ	南部地域（後志、渡島、檜山管内）	9
(4)	個体数管理の手法	10

ア	狩猟による捕獲	10
イ	個体数調整のための捕獲（被害防止を含む。）	10
ウ	指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲	10
(5)	捕獲効率の向上	10
ア	銃器による捕獲	10
イ	わなによる捕獲	11
(6)	捕獲体制の構築	11
(7)	担い手の確保	11
3	有効活用の推進	11
(1)	食肉としての有効活用	11
ア	食肉としての活用の推進	11
イ	安全・安心の確保	12
ウ	消費拡大	12
(2)	食肉以外への有効活用	12
ア	ペットフードへの利用	12
イ	皮革製品への利用	12
ウ	角などその他部位の利用	12
(3)	地域資源・環境教育としての有効活用	13
4	被害防除	13
(1)	農林業被害対策	13
(2)	交通事故対策	13
(3)	市街地への出没対策	13
5	エゾシカ生息地における自然環境の保全	14
(1)	生物多様性の保全	14
(2)	生息環境の保全	14
6	その他目的達成のための方策	14
(1)	安全の確保	14
(2)	捕獲個体の適正処理	14
(3)	猟区制度の活用	15
7	モニタリングと調査研究	15

### 第3章 計画の実施に向けて

1	合意形成	16
2	推進体制	16
(1)	エゾシカ対策有識者会議の開催	16
(2)	エゾシカ緊急対策本部の開催	16
(3)	全道エゾシカ対策協議会の開催	16
(4)	地域連絡協議会の開催及び被害防止対策チームの設置	16
(5)	知床半島エゾシカ管理計画の推進	16
(6)	関係機関及び関係団体との連携	16

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の背景

#### (1) エゾシカ保護管理の経緯

##### ア 保護管理計画策定前

エゾシカは、明治初期の大雪と乱獲により一時は絶滅寸前にまで激減したが、その後の保護政策や生息環境の改変などによって、分布域を拡大しながら生息数を増加させ、昭和末期から平成にかけて道東地方を中心に農林業被害額が急激に増加し、平成8年度には50億円を超えるなど深刻な社会問題となり、適正な保護管理の実行が求められていた。

このような状況に対処するため、道では、平成6年度から主要な越冬地である阿寒を中心とする地域においてメスジカの狩猟解禁を行ってきたが、農林業被害の軽減にはつながらず、天然林の樹皮剥離や林床植物の減少など生態系への悪影響も生じてきた。

##### イ 道東地域エゾシカ保護管理計画の策定（特定計画制度創設前）

道では、平成9年度に庁内に副知事を会長として関係各部からなるエゾシカ対策協議会を設置し、保護管理対策、農林業被害防止対策、シカ肉の有効活用対策など、エゾシカの総合対策事業に取り組み、この総合対策の一環として、平成10年3月、主要な生息地である道東地方（網走、十勝、釧路、根室の4支庁管内）を対象として、「道東地域エゾシカ保護管理計画」を策定し、狩猟や捕獲許可の規制緩和等により、計画的な個体数管理の取組を進め、平成10年度は捕獲数の大幅な伸びを記録したが、その後は捕獲数が低迷し、生息数を想定どおり減少させるまでには至らなかった。

##### ウ エゾシカ保護管理計画（第1期～第2期）の策定（特定計画制度創設後）

平成11年6月の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律改正により、特定鳥獣保護管理計画制度が創設されたことを受けて、平成12年9月に第8次北海道鳥獣保護事業計画の下位計画として、第1期計画に当たる「エゾシカ保護管理計画」を策定し、道東地域のほかに、エゾシカの農林業被害が拡大傾向にある道央・道北地域（空知、上川、宗谷、胆振、日高の5支庁管内）を対象地域に加え、可猟区域の拡大や捕獲制限の緩和に取り組んだが、平成11年度以降、平成15年度まで捕獲数の減少が続いた。

平成14年3月には、第9次北海道鳥獣保護事業計画の作成に伴い、第2期計画に当たる「エゾシカ保護管理計画」を策定し、対象地域を全道に拡大して、平成16年度には狩猟でのメスジカの捕獲数制限を撤廃、その翌年度には可猟区域を全道に拡大するなど規制緩和による個体数管理を進めたが、メスジカの捕獲数は増加したものの目標としていた生息数の減少には至らなかった。

##### エ エゾシカ保護管理計画（第3期）の策定

平成20年3月に、第10次北海道鳥獣保護事業計画に伴い策定した「エゾシカ保護管理計画（第3期）」（以下「第3期計画」という。）では、策定時において個体数指数を過小評価していたことや、本道の貴重な自然資源としてのエゾシカの有効活用を推進する官民協同の取組が道内各地で進んでいたことを受け、エゾシカの資源としての側面に注目し、捕獲個体を有効に活用しながら、生息数と捕獲数を安定的に持続させる資源管理の視点を取り入れたほか、従来と同様、主に狩猟規制の調整による個体数管理を行うこととした。しかし、その後、個体数推定手法の改良が進み、ライトセンサスや過去の捕獲状況等を用いたベイズ推定により、比較的高い精度で生息動向を把握できるようになり、東部地域については、一度は生息数を減少させることができたものの、平成14年度頃から再び増加に転じ、西部地域では爆発的に生息数が増加しているとみられることが明らかになった。

この状況を反映し、農林業被害額は平成21年度に平成8年度以来再び50億円を超え、自然公園等の植生への影響も各地で報告されるなど事態は深刻化していた。これに対し道では、平成22年度から24年度の3か年間を緊急対策期間に位置付け、現行制度で可能なあらゆる手段を用いた捕獲の上積み策を講じ、平成22年度には11万頭の捕獲があったものの、生息数の減少には至

らず、捕獲の担い手が不足していることから、捕獲の規制緩和だけでは個体数の削減に必要な捕獲数を確保することが困難な状況であった。

#### オ エゾシカ保護管理計画（第4期）の策定

平成24年3月に策定した「エゾシカ保護管理計画（第4期）」では、第3期計画で生息数が減少に至らなかったことを受け、第3期計画に引き続き、現行の捕獲制度を運用する中で最大限の捕獲数確保に努め、資源管理の考え方を取り入れながら、狩猟者人口の減少も見据えた実効性のある個体数管理を行うこととした。

また、緊急対策期間を平成26年度まで延長するとともに、平成26年3月には北海道エゾシカ対策推進条例（以下「条例」という。）を制定するなど対策の強化を図った。その結果、平成24年度には捕獲数が14万頭を超え、また、農林業被害もピークであった平成23年度の64億円から27年度には43億円まで減少し、生息数も減少傾向に転じるなど一定の成果はあったが、依然として生息数、農林業被害額は高水準で推移しており、生息数を想定どおり減少させるには困難な状況となっている。

なお、国においては、全国各地で生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化を講じるため、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者制度などを新たに創設し、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を一部改正し、法律名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に変更した。この法改正に伴い、平成27年5月、「エゾシカ保護管理計画（第4期）」を鳥獣保護管理法に定める第二種特定鳥獣管理計画とし、計画名を「北海道エゾシカ管理計画（第4期）」（以下「第4期計画」という。）に改称した。

#### (2) エゾシカの分布と生態

エゾシカの保護管理に必要な生態等に関する基礎資料を得るため、道では、昭和59年度から生息分布状況等の調査を開始するとともに、平成3年度からは、現在の地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターが中心となって、モニタリング等の調査研究を進めてきており、これらの成果から、次のような分布実態及び生態等が明らかになっている。

##### 【分布】

- ・明治期の絶滅危機の際、エゾシカは、主に現在も主要な越冬地となっている阿寒、大雪及び日高地域に生き残り、その後、周辺地域に分布を拡大し、これらの地域に生き残った3つの集団（阿寒個体群、大雪個体群、日高個体群）は遺伝的に区分される。
- ・エゾシカの分布を制限する最も重要な要因は積雪であり、1970年代後半までは、小雪地帯である東部地域に限定されてきたが、その後、特に近年の暖冬の影響により、多雪地帯である西部地域への分布拡大が進み、1990年以降、留萌地域や宗谷地域など日本海沿岸にも分布が拡大している。
- ・遺伝学的研究から、近年、阿寒個体群は北部や西部にまで広く分布を拡大し、また、大雪個体群も主に道央から道北にかけて分布を拡大したことが判明した。日高山脈周辺や胆振管内での生息数の増加は、道東からの個体の移入が主たる原因ではなく、元来この地域に生息している日高個体群の増加が主な原因であると考えられている。

##### 【生態的特性】

- ・エゾシカは、ニホンジカの亜種の中で最も大型で、秋の体重はオスジカで150kg、メスジカで90kgを超える。
- ・2歳以上のメスジカの妊娠率は、極めて高く90%を超え、更に近年の暖冬の影響などで自然死亡する割合が低下しており、捕獲されないなどの条件下では、年率15～20%程度の高い増加率（4～5年で2倍に増加）を示す。
- ・メスジカの平均寿命は3～4歳、最長で20歳近くまで生きる。
- ・阿寒個体群の調査結果によると、メスジカの成獣の死亡率は約20～40%で、主な死亡要因は狩

猟や駆除によるものであり、成獣の自然死亡率は非常に低いと考えられる。

- ・自然条件下では豪雪に弱く、降雪量や積雪の期間によっては、大量死が発生するおそれがある。
- ・エゾシカは、林縁を主な生活場所とし、ほとんどの植物を食べる幅広い食性を持つことから農林業被害を引き起こしやすいほか、生息密度が極めて高くなると、植生の著しい退行など森林生態系や湿原生態系に大きな影響を与える。
- ・阿寒個体群のメスジカは、夏の行動圏と冬の行動圏の間を毎年規則的に往復する「移動個体」と、年間を通して越冬地にとどまる「定住個体」の2タイプに大きく区分できる。移動個体による季節移動の距離は、長い個体で100kmを超える。

## 2 計画策定の目的

鳥獣保護管理法における第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県鳥獣保護管理事業計画に基づき、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣や自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るため、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

本道においては、平成10年度以降、「道東地域エゾシカ保護管理計画」及び「エゾシカ保護管理計画」に基づき、個体数管理等の取組を行い、一定の成果は見られてきているものの、依然として生息数や農林業被害等は高水準で推移していることから、引き続き適正な管理を進める必要がある。しかし、生息数の減少に必要な捕獲数を確保できなければ、目標の達成は困難な状況であり、その対策として、新たな捕獲の仕組みと資源としての捕獲個体の有効活用をあわせて推進していくことが重要である。

このことにより、人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら適正な管理を行い、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的として策定する。

## 3 計画の位置付け及び期間

本計画は、鳥獣保護管理法第4条第2項に基づく第12次北海道鳥獣保護管理事業計画において定める同法第7条の2第1項に基づくエゾシカを対象とする第二種特定鳥獣管理計画に位置付けるとともに、条例第6条第1項に基づく基本計画に位置付ける。

また、この計画の期間は、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間により、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとし、現行の捕獲制度を運用する中で最大限の捕獲数確保に努めるとともに、第4期計画に引き続き資源管理の考え方を取り入れながら、狩猟者人口の減少も見据えた実効性のある個体数管理を実現する期間とする。

なお、本計画が終期を迎えたときは、計画の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続等について検討を行うとともに、計画期間内であっても、法改正や制度変更、生息状況及び社会状況に大きな変動が生じた場合などには、より有効な管理を推進する観点から計画の改定等を検討する。

## 4 計画の対象地域

### (1) 本計画の対象地域

本計画の対象地域は、北海道全域（エゾシカの生息しない離島を除く。）とする。

### (2) 地域区分

本道に生息するエゾシカは、その生息状況や人間活動との軋轢の度合いなどが全道一様ではなく、大きな地域格差が生じていることから、東部地域、西部地域、南部地域の3地域に区分し、そ

れぞれ管理に努めてきたが、更に各地域の実態に応じて、これまでの方策の経緯を踏まえた継続性のある管理を推進していく必要がある。

このため地域区分は、これまでと同様とし、生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案しながら、それぞれの管理の目標を設定して、きめ細かな施策の検討と確実な個体数管理を含む施策の実施に努める。

なお、東部地域のうち、知床半島地域については、環境省が中心となり策定した「知床半島エゾシカ管理計画」に基づき実施する。

#### 【本計画における地域区分】

- ・東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）
- ・西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）
- ・南部地域（後志、渡島、檜山管内）

### (3) 全道の状況

#### ア 農林業被害の状況

エゾシカによる農林業被害額は、昭和 51 年度に初めて 1 億円を超え、昭和 60 年代以降、東部地域を中心に急激な増加を示し、平成 8 年度には 50 億円を超え、その後は減少傾向を示していたが、平成 17 年度から再び増加に転じ、平成 23 年度には 64 億円に達したものの、直近の平成 27 年度には 43 億円まで減少してきた。平成 27 年度は、全被害額の 98% が農業被害で、被害作物は牧草が被害額の半分以上を占めるほか、てん菜（ビート）、水稲、ばれいしょ、デントコーン、根菜類と続いている。

また、林業被害について、人工林では、若いカラマツ造林木などの新芽や新葉が食害されているほか、角こすりによる被害が発生している。天然林では、ハルニレやアオダモなどの稚幼樹の食害や皮剥の被害が発生しており、特にニレ類では大径木にまで及んでいる。

#### イ 交通事故の発生状況

エゾシカによる道路交通事故は、道路へのエゾシカの侵入・飛出しによる車両との衝突又はドライバーの回避行動に伴う路外への逸脱、車両相互の衝突等により発生するもので、平成 20 年度以降は全道における事故発生件数（届出件数）が毎年 1,600 件を超え、平成 27 年度では東部地域で約 900 件、西部地域で約 1,000 件、南部地域では約 100 件の事故が発生している。

道路交通事故の特徴としては、10 月から 11 月にかけて多く発生しており、特に年間発生数の 20% 以上が 10 月に発生しているほか、時間帯では約 80% 以上が夜間に発生している。

また、エゾシカの線路内への侵入に伴い、鉄道列車の運行支障が多発しており、平成 23 年度以降は全道の支障件数が毎年 2,500 件を超えている。

地域別では、東部地域と西部地域の発生件数は同程度で、合わせて全道の 90% 以上を占めており、西部地域と南部地域では、発生区間の広がりが見られる。

#### ウ 生物多様性への影響

近年、エゾシカによる生物多様性への様々な影響が明らかになってきており、生息域拡大に伴い、今後も一層、その影響が広がることが懸念される。植生への影響の具体例として、森林生態系では、樹木の樹皮剥ぎ、稚樹や萌芽などの採食によって、種類構成の変化や天然更新の妨げが顕著になった地域があるほか、釧路湿原やサロベツ湿原などの湿原植生や夕張岳、アポイ岳、大雪山などの高山植生では、採食や踏圧により植生、更には景観の変化が認められ、知床岬では、高山植物や亜高山性の高茎草本群落の激減と不嗜好性草本群落への置換が顕著である。これら植生への影響だけではなく、採食による希少植物の絶滅リスクの上昇、植生の変化に伴う動物相の変化が指摘されている。

また、強度の採食や踏み付け攪乱によって、急傾斜地や道路法面では植物の活力度低下が生じ、土砂流出の危険性が増加するなど、生態系としての荒廃も指摘されている。更に道内では、使用が禁止されている鉛弾に由来する希少猛禽類の鉛中毒が依然として発生している（平成 26 年 10



月から条例により、特定鉛弾はエゾシカ捕獲の目的での所持を禁止している。)

#### (4) 各地域の状況

##### ア 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）

###### 【生息分布状況】

- ・エゾシカの安定した分布域で、明治期の絶滅危機時にも個体群が残存しており、昭和 50 年代後半から平成初期にかけて、阿寒地域を中心に爆発的に増加した。近年は、釧路湿原周辺、厚岸・浜中、根室などが高密度地域になっている。
- ・釧路湿原国立公園周辺に生息する個体は、日中、公園内で過ごし、日没後に道路脇などに出没し、また、通年湿原を利用する個体と公園外の地域へと往来する季節移動し、採食している個体に分かれる。
- ・東部地域の生息動向は、平成 14 年頃から増加に転じて、平成 21 年度から 22 年度には過去最高の生息数に達した。平成 22 年度以降の捕獲対策の強化により、平成 24 年度以降は減少に転じている。

###### 【越冬地の状況】

- ・阿寒・白糠地区、厚岸湾周辺、根室周辺の針広混交林は、越冬適地となっている。
- ・全般的には、広葉樹林とササ地に多くの越冬地が分布し、比較的規模の大きな越冬地が、他の地域に比べ多く確認される。

###### 【農林業被害の特徴】

- ・被害額は、平成 8 年度以降、減少傾向にあったが、平成 18 年度から増加に転じ、平成 24 年度には 41 億円に達したが、再び減少に転じ、平成 27 年度は 29 億円となった。
- ・平成 8 年度から被害額が減少した主な要因は、エゾシカ侵入防止施設の設置やメスジカの捕獲数増加により、一時的に生息数が減少したものと考えられるが、再び被害額は上昇していることから、設置箇所における学習による侵入個体の増加や未設置箇所への個体の移動による被害の増加が考えられる。

###### 【地域の特徴】

- ・積雪が少なく、餌条件も良く、エゾシカの最も主要な生息地であり、人間活動との軋轢が甚大である。

##### イ 西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）

###### 【生息分布状況】

- ・明治初期の絶滅危機時にも個体群が残存した大雪及び日高山系の越冬地を中心に、新たに定着した地域と既に高い水準で生息する地域が混在しており、全体では平成 12 年度から増加傾向を示していたが、平成 22 年度には増加が鈍化し、平成 24 年度以降は、減少に転じたものの、近年は減少が足踏み状態にある。
- ・遺伝的研究から、主に北側の地域（上川、留萌、宗谷管内）と南側の地域（空知、石狩、胆振、日高管内）の集団に区分することが可能だと考えられる。

###### 【越冬地の状況】

- ・日高、留萌、宗谷管内には、比較的規模が大きな越冬地が多く分布し、胆振管内は、箇所が多いものの小規模な越冬地が多い。雪の多い空知、石狩、上川管内には、比較的越冬地が少ない。

###### 【農林業被害の特徴】

- ・被害額は、平成のはじめから徐々に増加してきたが、平成 15 年度に初めて 10 億円を超え、平成 20 年度からは増加傾向が顕著となり、平成 23 年度には 24 億円に達したが、平成 27 年度は 13 億円まで減少した。
- ・エゾシカ侵入防止施設を設置している地区では、農業被害の減少に効果を上げている。

###### 【地域の特徴】

- ・大雪及び日高山系は、東部地域に次ぐ好条件の生息地で、場所によっては、東部地域を超える

生息密度になっており、地域全域の生息数も東部地域と同等かそれ以上に達している可能性もある。

#### ウ 南部地域（後志、渡島、檜山管内）

##### 【生息分布状況】

- ・南部地域は、明治中期に一旦絶滅したと考えられ、現在、渡島半島に生息しているエゾシカは、昭和 50 年代に十勝及び釧路管内から導入した個体と道央部から分布の拡大によって侵入した個体と考えられ、近年、生息数が増加している。特に函館市恵山地区、知内町、福島町周辺では、高密度に生息していることが判明している。

##### 【越冬地の状況】

- ・小規模な越冬地が海岸沿いに分布するが、比較的規模が大きな越冬地も函館市、知内町及び福島町で確認されている。

##### 【農林業被害の特徴】

- ・東部地域や西部地域に比べると額は小さいものの、近年、局所的に農林業被害が増加しており、平成 27 年度では約 7,700 万円となっている。

##### 【地域の特徴】

- ・近年、積雪が減少傾向にあるため、エゾシカの生息にとって好適な環境となりつつあり、分布の拡大状況が道東地域で急増し始めた昭和 60 年代の状況に類似している。

## 第2章 管理の推進

### 1 管理の目標

全道の状況に鑑み、次のとおり、本計画においては、全道を対象とした基本的な目標を置くとともに、その実現には、資源管理の考え方を取り入れた実効性のある適正な個体数管理を進める必要があることから、あわせて地域毎の生息状況についての目標を設定する。

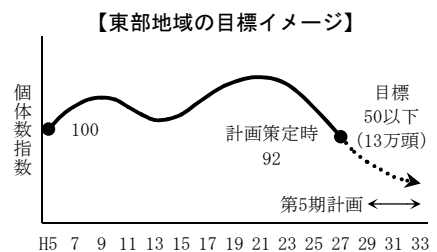
#### (1) 基本的な目標（全道対象）

- ・個体数の削減による人間活動との軋轢軽減
- ・有効活用の推進
- ・生物多様性への影響の軽減
- ・絶滅の回避及び個体群の存続

#### (2) 地域別目標

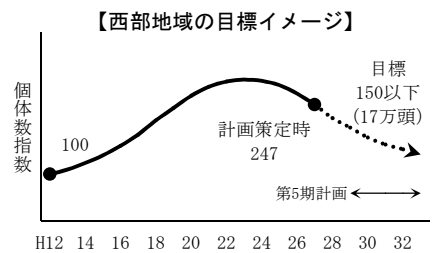
##### ア 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）

第4期計画では、平成5年度末の推定生息数を基準（個体数指数100）として、平成28年度までに個体数指数50としたが、平成27年度の個体数指数は92とまだ高い水準にあることから、目標達成を実現することは難しいものと考えられる。このため、捕獲対策の推進に努め、個体数指数50以下をめざす。



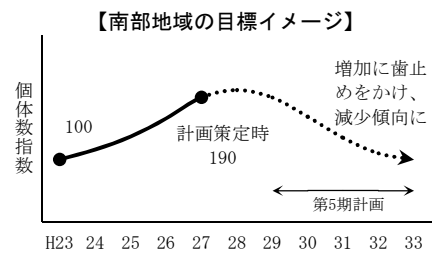
##### イ 西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）

第4期計画では、平成12年度の生息状況を基準（個体数指数100）として、平成28年度までに個体数指数200としたが、平成27年度の個体数指数は247とまだ高い水準にあることから、目標達成を実現することは難しいものと考えられる。このため、捕獲対策の推進に努め、個体数指数150以下をめざす。



##### ウ 南部地域（後志、渡島、檜山管内）

南部地域については、平成27年度に実施した生息状況調査の結果から生息数に幅があるものの、現行の捕獲数では生息数は、年々増加していくことから、相当の捕獲数を確保しなければ減少に転じないことが推測される。このため、捕獲数の増加に努め、生息数の増加に歯止めをかけ、減少に転じること为目标とする。



※注：グラフに示した計画策定時の個体数指数は、平成27年10月時点の推定値。

## 2 目標達成のための方策

### (1) エゾシカ捕獲推進プランの作成

地域別目標を達成するための捕獲等の目標（捕獲等目標数）について、その基本的な考え方を含め、地域単位で記載した「エゾシカ捕獲推進プラン」を毎年作成し、生息動向をモニタリングしながら、狩猟及び各地域の関係機関連携により捕獲数の確保を図る。

### (2) 個体数管理の充実

これまで個体数管理は、狩猟と数の調整（以下「個体数調整」という。）のための捕獲の組合せにより実施してきたが、生息数が依然として高水準にあることから、各地域の関係機関との連携のもと計画的な捕獲を推進する必要がある。

また、個体数削減のため、主にメスジカを捕獲するために、狩猟規制や個体数調整のための捕獲

の許可基準の緩和により、捕獲圧の調整を図るとともに、国など関係機関との連携により、森林内や自然公園などでの捕獲を積極的に進めるほか、市町村が実施する捕獲（被害防止を含む。）に対し、効率的な捕獲技術を提供するなど様々な主体による捕獲事業の促進を図る。

あわせて、個体数管理の実施に当たっては、毎年のモニタリング結果を踏まえた科学的な知見に基づき、状況変化を常に監視し、それに応じて対策を考えるフィードバック管理を採用するとともに、大発生水準、暫定目標水準、許容下限水準の3種類の管理水準を定め、その水準に応じて緊急減少措置、持続的利用措置、漸増措置、緊急保護措置の4段階の管理措置により対応することを基本とし、各措置の実施に当たっては、個体群の生息状況等の地域差や地理的連続性を考慮するとともに、モニタリングによる生息動向の確認、あるいはそのための情報を蓄積する。更に捕獲個体の積極的な有効活用を進めることにより、その価値を高め、狩猟者の捕獲意欲の向上を図り、個体数管理をより推進する。

なお、狩猟の制限や許可基準の適用による捕獲圧の調整については、フィードバック管理により各種調査結果を得ながら、原則として毎年実施する。

### 【3種類の管理水準】

#### ①大発生水準

生息数が著しく増加するおそれのある水準

#### ②暫定目標水準

気象変化等による個体数変動が起こったとしても、許容下限水準を割り込むおそれのない水準

#### ③許容下限水準

遺伝的多様性の維持及び生息数の約半数の大量死が生じる20年に一度の確率の豪雪が2年連続しておいても最小存続個体数（成獣1,000頭）を下回ることのない水準

### 【4段階の管理措置】

#### ①緊急減少措置

個体数指数が大発生水準より上回っている場合は、個体数管理が困難になることから狩猟や個体数調整によるメスジカの捕獲を積極的に行うなど、あらゆる捕獲方策を検討し捕獲数の確保を図る。

#### ②持続的利用措置

エゾシカの資源管理の実行には、生息数と捕獲数の安定的な持続が必要となる。個体数指数が暫定目標水準と大発生水準の間にある場合は、人間社会との軋轢が軽減され、かつ共存を図ることのできる水準であることから、地域別目標達成後はこの範囲で個体数指数を維持することをめざす。

#### ③漸増措置

個体数指数が暫定目標水準よりも低い場合に捕獲圧を低めに設定し、メスジカの捕獲を制限しオスジカを捕獲することにより捕獲数の安定化を図り、生息数の増加へと誘導する。

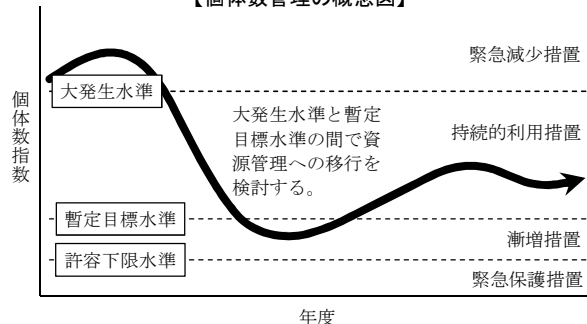
#### ④緊急保護措置

個体数指数が許容下限水準を下回った場合に狩猟による捕獲を禁止し、個体数調整による捕獲を必要最小限とするなどの保護措置をとり、生息数を増加へと誘導する。豪雪の翌年度の狩猟についても、前年度までの個体数指数の傾向を踏まえ、禁猟の必要性を検討する。

【管理措置と管理水準の関係】

管理措置	管理水準
緊急減少措置	大発生水準 < 個体数指数
持続的利用措置	暫定目標水準 < 個体数指数 ≤ 大発生水準
漸増措置	許容下限水準 < 個体数指数 ≤ 暫定目標水準
緊急保護措置	個体数指数 ≤ 許容下限水準

【個体数管理の概念図】



### ※「フィードバック管理」

野生動物の個体数管理の理想は、絶滅も増え過ぎも避け、できる限り適正な水準に維持することであるが、生存率や繁殖率等は環境とともに変化し（非定常性）、そもそも正確な情報を得ること自体が非常に困難である（不確実性）。そのため、平成9年度の道東地域エゾシカ保護管理計画からこれまで、当該地域のエゾシカ個体数管理に当たっては、非定常性及び不確実性を考慮し、個体数の変動幅をある許容範囲に抑えることが可能な手法「フィードバック管理」（状況変化を常に監視し、それに応じて対策を変える考え方）を用いることとしている。

#### 【これまでの計画におけるフィードバック管理】

- ① 各種の生息状況調査から得られた生息数を相対的な指数に置き換えた「個体数指数」によって、その指数が増加傾向にあるか、減少傾向にあるかを把握し、指数の状況に応じて捕獲圧を調整した。
- ② モニタリングにより得られた個体数指数及び捕獲情報に基づき個体群動態モデルを用いて生息数を推定し、東部地域の平成5年度末の推定生息数の上方修正を実施した。
- ③ これまでのライトセンサスや捕獲数のデータを用いたベイズ推定によって、個体数指数と生息数を推定した結果、平成22年10月時点から、東部地域、西部地域とも、95%区間で個体数指数を算出することができた。

### (3) 地域別の管理

#### ア 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）

東部地域については、平成5年度末の推定生息数を基準（個体数指数100）として、個体数指数50を大発生水準、個体数指数25を暫定目標水準、個体数指数5を許容下限水準と定め、その水準に応じて、緊急減少措置等の4段階の管理措置のいずれかを講ずる。あわせて、きめ細かな個体数管理を進めるため、地域区分の細分化を検討する。

#### イ 西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）

西部地域については、平成12年度の生息状況を基準（個体数指数100）として、個体数指数150を大発生水準、個体数指数75を暫定目標水準、個体数指数15を許容下限水準と定め、その水準に応じて、緊急減少措置等の4段階の管理措置のいずれかを講ずる。あわせて、西部地域は南北に長く、生息動向の地域差が示唆されていることから、2地域程度の分割について、個体数指数の推定の可能性を検討し、きめ細かな個体数管理を進める。

#### ウ 南部地域（後志、渡島、檜山管内）

南部地域の個体数管理に当たっては、平成27年度に実施した航空機調査やこれまでのライトセンサス結果などからデータが蓄積され、平成23年度を基準年（個体数指数100）として、個体数指数の推定が可能となり、増加傾向にあることが判明したが、生息数を大きく減少させたことのない現状では、東部、西部地域と同様の精度の高い個体数指数及び生息数の推定には至っていないことから、本計画では管理水準を設定しない。そのため、南部地域については、高密度で生息している地域での捕獲などにより今以上の捕獲数の確保に努め、計画期間中に生息数の増加に歯止めをかけ減少に転じさせ、次期計画において管理水準に対応した個体数管理をめざす。

#### 【地域別の管理水準】

管理水準	東部地域	西部地域	南部地域
大発生水準	個体数指数 50 (約 13 万頭)	個体数指数 150 (約 17 万頭)	未設定
暫定目標水準	個体数指数 25 (約 6.5 万頭)	個体数指数 75 (約 8.5 万頭)	
許容下限水準	個体数指数 5 (約 1.3 万頭)	個体数指数 15 (約 1.7 万頭)	

※注：( )内の頭数については、本計画策定時点の個体数指数のデータを基に推定した頭数である。

#### (4) 個体数管理の手法

エゾシカの捕獲に当たっては、モニタリング結果やエゾシカ現況マップシステム（捕獲数、目撃情報、農林業被害等を一元的に管理し、地理情報システム（GIS）を活用して可視化できるシステム）などから、地域における生息動向を把握し、捕獲場所、時期等の調整に努める。

##### ア 狩猟による捕獲

狩猟については、狩猟期間、狩猟者一人当たり1日の捕獲数、捕獲対象性別の制限などにより、捕獲圧の調整を行うとともに、メスジカの積極的な捕獲を呼びかける。

また、国有林や道有林における林道除雪など狩猟者への利便性に配慮した捕獲しやすい環境づくりを関係機関の協力のもと支援する。

##### イ 個体数調整のための捕獲（被害防止を含む。）

個体数調整及び被害防止のための捕獲については、農林業被害等の状況に応じて、許可の基準（1許可当たりの捕獲数や従事者数、期間、許可対象者等）の段階的な設定・適用を行い、捕獲圧を調整する。

なお、個体数調整のための捕獲の実施に当たっては、市町村、道、国が実施する被害防止対策などの捕獲と連携を図り、効果的・効率的な事業の実施に努める。

##### （ア）市町村等による捕獲事業

被害防止のための捕獲については、農林業被害等の状況に応じて、鳥獣被害防止計画に沿って市町村等が捕獲を実施する。捕獲は被害地域やその周辺地域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、捕獲時期を決めた一斉捕獲や近隣市町村と連携した広域捕獲を行うとともに、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体については、わなによる捕獲を推進する。

##### （イ）道による捕獲事業

道指定鳥獣保護区、国定公園、道立自然公園及び道有林などにおいて、地元市町村等関係機関と連携して個体数調整、被害軽減のための捕獲事業を実施する。

##### （ウ）国による捕獲事業

国指定鳥獣保護区、国立公園及び国有林内においては、希少植物や森林の被害防止のため、環境省や林野庁による捕獲事業を実施する。

##### ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

エゾシカによる生物多様性への影響や被害等が深刻又は懸念される地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を必要に応じて計画的に実施することとし、事業の実施に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するとともに、その実施期間は、本計画の期間内かつ1年以内とし、詳細については実施計画において定める。

なお、事業の実施地域については、市町村等の要望などを踏まえ、鳥獣保護区や自然公園など普段、捕獲が行われていない各種規制のある地域を対象に検討する。

#### (5) 捕獲効率の向上

捕獲事業の実施に当たっては、事前に生息状況等を確認した上で捕獲場所や手法等を検討し、効果的・効果的な捕獲に努める。

##### ア 銃器による捕獲

銃器による捕獲については、継続的な捕獲による学習効果などからエゾシカの警戒心が高まり、捕獲効率が低下することが課題となっている。そのため、高度で専門的な技術が必要なシャープシューティング（銃器を使用して群れの全頭を一度に捕獲し、警戒心の高い個体を作らないことにより、地域における捕獲を効率的に行う手法）や誘引狙撃法（給餌誘引し狙撃する方法）などにより効果的な捕獲を推進する。

また、日中の出没を避け、夜間に出没する個体に対しては、指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟について、その効果や安全確保を十分検証した上で実施を検討するとともに、実施の際には地元関係者の合意を得るものとする。

## イ わなによる捕獲

わなによる捕獲に当たっては、エゾシカの生息状況や行動、地形などを勘案しながら仕掛ける技術が必要である。特に「くくりわな」では、ヒグマの錯誤捕獲や誘引による危険性が伴うこと、また、大型の囲いわなでは、設置経費や捕獲個体の保定等に手間がかかるなどの課題がある。しかしながら、十分な捕獲知識の習得と遠隔操作システムなどの ICT 技術や銃器によらない止め刺しの導入により、安全の確保と見回り等労力の省力化が図られ、設置数を増やすことで効率性を高めることが可能であることから、生息状況等を把握しながら効果的なわな猟の普及を図り、活用を推奨する。

### (6) 捕獲体制の構築

捕獲の体制構築に当たっては、国や道、市町村と連携し、エゾシカ現況マップシステムによる捕獲情報の活用（捕獲計画の作成と実践）、隣接市町村と連携した広域捕獲や一斉捕獲などの効率的な捕獲方法の導入、林道除雪などの捕獲環境の整備、わな猟免許所持者による地域ぐるみの捕獲など、地域の個体数管理に必要な計画的な体制を構築するとともに、行政機関等における専門知識や技術等を有する人材の配置と育成を検討する。

また、エゾシカの生息動向を踏まえ、必要に応じて、条例に基づく緊急対策期間の設定と特定重点対策地域を指定するとともに、地域区分の見直しや捕獲数の総量規制の実施方法等の制度についても、本道の自然、社会条件を踏まえ、あわせて効果的・効率的な捕獲体制の構築を図る。

### (7) 担い手の確保

本道における狩猟者数は、昭和 53 年の約 20,000 人をピークに減少し、かつ高齢化が進んできた。平成 19 年から新たに「わな猟免許」が設定され、狩猟免許を促進する取組や農家等の自衛意識の高まりにより、わな猟免許取得者が増加したことから、近年の狩猟免許所持者数は 8,000 人（実数）を超え、やや増加傾向で推移している。

エゾシカの個体数管理は、狩猟者の協力なしには成立しないことから、狩猟者減少の歯止めとなる農家等の狩猟免許取得など新規狩猟者の確保をはじめ、専門知識の習得や捕獲技術の向上を図り、地域における人材育成など管理の担い手を確保するための方策について検討を進める。

あわせて、狩猟者の高齢化を考慮すると、狩猟免許所持者個人に依存した捕獲体制の維持は困難なことから、鳥獣保護管理法に定める認定鳥獣捕獲等事業者や「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める鳥獣被害対策実施隊等の専門的に捕獲を実施する者を確保・活用する仕組みについても検討を進める。

## 3 有効活用の推進

これまで、有効活用については、食肉としての利用に重点をおいて取組を進め、食肉処理施設での処理頭数の捕獲数に占める割合は、増加傾向にあるものの 17.6%（平成 27 年度）にとどまっている。引き続き個体数管理を推進していくことに伴い、捕獲後の個体を「資源価値の活用」の視点に立ち、エゾシカの資源価値を最大限に活用することで、食を中心とする地域産業の振興などに幅広く活用することをめざしていく。更にエゾシカが北海道固有の自然資源であり、狩猟対象としてはもちろん、観光資源としても優れた価値を有していることの認識を深め、観光や環境教育などへの活用を通じて、地域活性化と産業の創造をめざす。

### (1) 食肉としての有効活用

#### ア 食肉としての活用の推進

エゾシカを食肉として流通させるためには、食品衛生法に基づく営業許可を受けた食肉処理施設における解体処理が必要であり、また、品質保持のためには、捕獲後、速やかに処理施設へ搬入する必要がある。道内には平成 27 年度末現在、101 の処理施設があるが偏在しており、捕獲場所の近隣に処理施設がない場合や速やかな搬送ができない場合は、有効活用が困難となっている。

有効活用の推進に向けては、引き続き、食肉としての利用推進が重要であることから、地域の実情を踏まえ、食肉処理施設の整備を促進するとともに、食肉とすることを前提とした捕獲から回収、搬入、利活用を一体的な取組とする仕組みを検証し、地域産業としての定着を図る。

また、生体捕獲し、一時養鹿したエゾシカは需要が高いにもかかわらず、供給量が少ないことから、囲いわなによる捕獲を行う地域と養鹿場のある処理施設のマッチングを行うなど、生体捕獲したエゾシカの供給量の拡大を図る。

## イ 安全・安心の確保

食肉処理施設に対しては、平成 18 年に策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」（平成 27 年 4 月最終改訂）の遵守と衛生的な処理の指導を行っている。更に安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大、さらなるブランド化を図るため、より高度な衛生管理を行っているエゾシカ肉の処理施設を道が認証する制度を平成 27 年 12 月に創設し、平成 28 年度より運用を開始したことから、食肉処理施設の衛生管理について強化を図り、認証取得を促進する。



エゾシカ肉処理施設認証マーク

## ウ 消費拡大

道民の消費拡大を着実に進めるため、平成 22 年より毎月第 4 火曜日を「シカの日」とし、エゾシカ肉を販売・調理する「シカの日」参加店の登録制度を創設したほか、レシピコンテストを開催するなど普及啓発に取り組んできた。しかし、学校給食や配食事業者などの大口需要先では、エゾシカ肉の活用が十分に進んでいないところであるが、平成 27 年改訂の日本食品標準成分表にエゾシカが掲載されたことから、高タンパク、低カロリー、鉄分豊富という優れた栄養特性や美味しさ、生物多様性の保全に資するという意義を広く啓発することにより、食文化としての定着を促進し、食肉としての利用拡大を推進する。

また、道が創設したエゾシカ肉処理施設認証制度を周知することにより、エゾシカ肉を安全・安心な道産ジビエとしてブランド化を図るとともに、首都圏に向けた情報発信を行い、エゾシカ肉の認知度向上を図る。

## (2) 食肉以外への有効活用

### ア ペットフードへの利用

近年、エゾシカはペットフード原料としても活用され始めており、骨や内臓なども含め様々な部位を活用することが可能であることから、食肉として利用できない部分の有効活用を促進するため、流通実態の把握に努め、捕獲後、廃棄処分している地域への情報提供などにより、ペットフードへの利用拡大を図る。

### イ 皮革製品への利用

エゾシカを革製品に利用する場合、捕獲や運搬、保管の状況により一定の品質確保が困難であることや原料供給業者が道内に散在していること、道内に鞣し処理を行う業者がなく、道外に処理を依頼するため、輸送コストが嵩み、製品コストが高くなることから、原皮を効率的に回収する方法や高品質な原皮とする方法を検討する。

また、道民がエゾシカの革製品に触れる機会が少なく、製品に対する理解や普及が十分ではないことから、製品に触れる機会を提供するとともに、処理業者や流通関係業者、製品業者などが連携して、より多くの道民に利用してもらえる製品づくりを促進する。

### ウ 角などその他部位の利用

エゾシカの幼角（袋角）については、医薬品として使用される成分（鹿茸（ロクジョウ））が含まれることから、加工・販売には、医薬品製造・販売に係る許可が必要となるが、現在、エゾシカを原料として販売されている医薬品はない。海外、特に中国では、鹿茸は漢方薬として広く活用されているが、エゾシカは野生動物であることから角の輸出は困難な状況にある。こうしたことから、堅角や落角のアクセサリやインテリアへの利用程度にとどまるなど活用が十分に進ん



でないため、資源としての価値を十分に検討しながら利用拡大を図る。

### (3) 地域資源・環境教育としての有効活用

平成 17 年に西興部村が、平成 26 年に占冠村が猟区を設定し、NPO 法人や村が主体となってガイド付きの狩猟やエコツアーの実施、シカ肉加工品の製造など、エゾシカを地域資源として積極的に活用する取組を進めている。

また、斜里町、釧路市阿寒地区、豊富町では、一時養鹿施設を観光資源として活用するための整備を実施したほか、釧路市阿寒地区や南富良野町では、エゾシカを活用したご当地グルメの開発、宗谷地域ではエゾシカ肉飲食店ガイドの作成など、観光資源として活用する取組が行われている。更に小学校などへの出前講座を行い、環境教育に活用しているところであるが、引き続きエゾシカを北海道固有の地域資源として観光や環境教育、食育などへ活用するとともに、地域活性化と産業の創造をめざす。

## 4 被害防除

### (1) 農林業被害対策

平成 20 年 2 月から施行された鳥獣被害防止特措法に基づき設けられた様々な支援制度の活用を促進しながら、それぞれ次のとおり対策を進める。

#### 【農業被害防除対策】

今後の調査により明らかとなる被害の実態や地域の状況に応じ、エゾシカ現況マップシステムなどを活用しながら捕獲対策を進めるとともに、侵入防止施設の計画的、効果的な設置、農地周辺部におけるわなによる捕獲などの防除対策をはじめ、地域において、銃による捕獲従事者や農業関係者自らによる狩猟免許を取得するなど担い手の育成、確保を推進し、被害の軽減を図る。

なお、鳥獣被害防止特措法に関連して実施される捕獲事業に係る情報については、生息動向モニタリングの基礎データのひとつとして取り扱う。

#### 【林業被害防除対策】

森林被害の防除を適切に実施するため、国有林、民有林などの関係機関が連携し、エゾシカによる林業被害や森林に及ぼす影響について調査を行うとともに、わなの設置やモバイルカリング（管理型捕獲）などの捕獲対策や林道除雪による猟場環境の整備等を進める。

また、造林木の食害防止を目的とした忌避剤の散布や侵入防止施設の設置を行うなど効果的な森林被害防除対策の検討を進める。

### (2) 交通事故対策

道路交通事故の発生防止のため、エゾシカ現況マップシステムを活用するなど事故の多発する地域や時期、時間等の周知など、ドライバーに対する普及啓発を図るとともに、交通事故多発地帯においては、既存の道路整備にあわせて、横断施設（ボックスカルバートやオーバークリッジ）、道路侵入防止用の反射板、フェンス、ドライバーへの警戒標識等の事故防止用施設を必要に応じて整備する。

また、鉄道軌道へのエゾシカの侵入により生じる列車運行の遅れなどの支障も、発生件数、箇所ともに増加傾向にあるため、関係機関と連携し、支障発生を減少と事故発生防止に努める。

### (3) 市街地への出没対策

生息数の増加又は生息域の拡大に伴い、エゾシカが市街地に出没するケースが見られ、局所的に交通事故や建物等への侵入が発生している。これらの事故等は全道的に広がる可能性があり、重大な人身事故につながるおそれがあるため、住民の安全確保の観点から、「アーバンディア対応マニュアル（市街地に出没したエゾシカの対応）」（平成 27 年 12 月改訂）を参考に地域の関係機関・団体等の連携による事故等防止体制の整備を促進する。

## 5 エゾシカ生息地における自然環境の保全

### (1) 生物多様性の保全

エゾシカの生息数増加に伴い失われる生物多様性の保全のため、森林生態系においては、林床の稚樹や萌芽の採食による天然更新の阻害及び種類構成の変化などの現状把握に努めるとともに、エゾシカによる枝葉の採食により林内の見通しが良くなる、いわゆるエゾシカの採食ラインの形成度合い、稚樹の食痕率、希少植物の個体数の減少、植物群落の種類構成の変化、群落面積の減少あるいは拡大など、それら植生の指標をエゾシカの個体数管理の指標として利用する。

また、高山植生や湿原植生など貴重な植物群落が成立する生態系においては、食害や踏圧からの土壌流出による著しい植生の変化や生態系としての攪乱など緊急性・重要性に着目し、科学的な実態調査や被害防止手法を検討する。

### (2) 生息環境の保全

エゾシカ個体群の存続を図ること及び資源管理の観点から、エゾシカの重要な生息環境である森林環境を含む生物多様性の保全に留意するとともに、捕獲数確保のための可猟期間など狩猟規制の緩和を行う。

また、捕獲に当たっては、対象地域に生息する猛禽類をはじめ、他の鳥獣の生息や繁殖に対する悪影響の回避可能な時期や手法などを検討し、活用を図る。

なお、本計画においては、全道的に個体数削減の目標を掲げていることから、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画において、休猟区の指定を見合わせることにしている。ただし、計画期間中に生息数の減少を食い止める必要が生じた場合は、狩猟規制や個体数調整捕獲の許可基準の見直しにより対応する。

鳥獣保護区については、狩猟による捕獲が規制されていることから、エゾシカの待避場となっている可能性もあり、森林生態系への影響が懸念され、結果としてエゾシカの生息環境の荒廃にもつながるおそれがある。このような点にも配慮しつつ、鳥獣保護区の実態の把握に努め、状況に応じ鳥獣保護区内での捕獲を他の鳥獣や生息環境への影響にも配慮して進めるほか、その指定目的に照らして必要な場合は、見直しを検討する。

## 6 その他目的達成のための方策

### (1) 安全の確保

エゾシカの管理に対する理解と協力を得るため、関係機関や団体と連携を図りながら、狩猟の規制についての周知及びパトロールを実施するなど事故や違反行為の防止に努めてきたところである。しかしながら、銃による事故や狩猟規制違反などが発生していることから、銃の適正な取扱いや可猟区域、可猟期間の遵守など、より一層の安全確保と事故の未然防止の徹底を図る。

また、わな猟においては、ヒグマなど他の野生動物の誘引や錯誤捕獲を防止するため、わなの設置場所や時期などに十分留意するよう注意を促す。

### (2) 捕獲個体の適正処理

捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の野外への一部放置が発生していることから、市町村における捕獲個体の処理が円滑に進むよう地域の実態に応じ、既存制度を活用した処理の仕組み等について検討する。

また、対策の促進により、狩猟者の負担軽減を図り、捕獲意欲の向上に努める。

なお、エゾシカ捕獲後の不要部位の放置や鉛弾の使用により、希少猛禽類の鉛中毒の発生など他の野生動物の生態への悪影響や、猟場環境の悪化が懸念されることから、引き続き狩猟者に対して、捕獲個体の適正処理や鉛弾の所持・使用禁止などの普及啓発等対策の検討・実施を図る。

### (3) 猟区制度の活用

エゾシカの狩猟資源としての適正な管理を進めるため、管理型狩猟として設定した西興部村猟区、占冠村猟区の管理運営状況を基に、地域の狩猟者の参画等、同制度の有用性を検討し、猟区のあり方について関係機関等と連携しながら検討を進める。

## 7 モニタリングと調査研究

エゾシカの適正な個体数管理を推進するためには、分布や生態、生息数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究を実施する。

なお、本計画における個体数管理は、生息動向を示す個体数指数を用いたフィードバック管理を採用しており、このフィードバック管理の実行に当たっては、基本となる個体数指数の推定のためのモニタリングが不可欠である。

その精度の向上や効率的な実施に努めるとともに、新たなモニタリング手法の開発も視野に置いて、調査研究の拡充や効果的な実施が図られるようデータの蓄積を進める。あわせて、個体数指数は、ライトセンサスや過去の捕獲状況等を用いたベイズ推定により、比較的高い精度で評価することができるようになったが、本統計手法の性質として、新しいデータが加わると推定値が過去に遡って修正されることから、随時、推定値を見直すこととなる。

また、現状では、エゾシカの生息数や農林業被害は減少してきているものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、対策に必要な実態把握の手法等検討を進めるほか、エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、特にメスジカの積極的な捕獲などによって個体群の性比等に極端に不自然な状態が生じないようにモニタリングによる個体群構成の把握に努める。更に施策の効果を検証するため、農林業被害はもとより、生物多様性に与える様々な影響の発生状況を把握することとし、調査研究の成果を踏まえて、より精度の高い評価手法の導入や効果的な被害防除方法について検討を進めるなど生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

個体数管理の充実に図るため、狩猟や許可捕獲に関する詳細な調査研究や捕獲手法など効果的な管理手法についての検討を進めることとし、調査研究の実施に当たっては、モニタリング体制の拡充を図り、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の各試験研究機関や大学、関係機関・団体等の連携を図りながら進める。

### 【モニタリング内容等】

項目	内容	対象地域
個体数指数の動向調査	ヘリコプターセンサス、ライトセンサス、JR列車への支障件数、交通事故発生状況の分析などを行う。	全道
捕獲個体分析調査	妊娠率等の個体群特性に関する調査を行う。	全道
生息環境調査	餌資源や植生指標等の調査を行う。	全道
捕獲状況調査	狩猟者を対象に捕獲実績と行動実態の調査を行う。	全道
被害状況調査	被害の実態、被害防除策の効果の検証を行う。	全道
分布調査	アンケート調査を行う。	全道

## 第3章 計画の実施に向けて

### 1 合意形成

本計画の推進に当たっては、地元住民はもとより広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、行政と関係団体や関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を進めて行くことが重要である。このため、各種施策の方針やその達成状況、各種の調査結果等の情報については、ホームページ等により速やかに公表するとともに、地元での検討結果や意見を参考として、施策等への反映に努める。

### 2 推進体制

#### (1) エゾシカ対策有識者会議の開催

本計画を科学的知見に基づき推進するため、学識経験者からなる「エゾシカ対策有識者会議」を設置するとともに、エゾシカの生息状況等について専門的な観点から分析・評価する専門家による部会を必要に応じて開催する。

#### (2) エゾシカ緊急対策本部の開催

エゾシカの生息数や農林業被害等が著しく増加していると認められるときは、捕獲対策、農林業被害防止対策等の強化を図るため、副知事を本部長とした庁内関係各部で構成する「エゾシカ緊急対策本部」を設置・開催し、各種施策を総合的に推進する。

#### (3) 全道エゾシカ対策協議会の開催

関係機関や団体からなる「全道エゾシカ対策協議会」を開催し、共通の認識や情報基盤のもと、連携して総合的な取組を進めるとともに、より多くの道民意見を施策に反映していくため、その手法を検討する。

#### (4) 地域連絡協議会の開催及び被害防止対策チームの設置

地元関係機関の連携及び連絡調整の円滑化を図るため、総合振興局、振興局単位での連絡協議会の設置又は連絡調整や情報交換のための会議の開催などに努め、市町村を横断する広域的な取組についても検討していくとともに、振興局内の関係部局からなる被害防止対策チームを設置し、市町村と連携して地域の被害対策促進を図る。

#### (5) 知床半島エゾシカ管理計画の推進

知床世界自然遺産地域のエゾシカによる生態系への過度な影響を軽減するため、「知床半島エゾシカ管理計画」に基づき、環境省を中心に関係機関と連携して推進する。

なお、遺産地域の隣接地区については、遺産地域の生物多様性保全に重要な地区と位置付けられていることから、可猟区域の適切な設定等により、効率的な狩猟を促すとともに捕獲手法の開発に努める。

#### (6) 関係機関及び関係団体との連携

北海道の森林の約 55%を占める国有林野での狩猟や個体数調整捕獲については、土地管理者である林野庁北海道森林管理局との連携を図るほか、国立公園や国指定鳥獣保護区内のエゾシカについては、環境省北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所との連携を図りながら、植生や希少種の保護等、本来の目的を損ねないよう留意し、管理を推進する。

また、計画を適正に推進することや新たな捕獲効率向上の可能性を模索するために、銃砲刀剣類所持等取締法を所管している北海道警察の助言を受け、検討を進めていくものとし、その他、必要に応じ関係機関や関係団体との連携を図る。

## 参 考 资 料

# 1 捕獲数

## (1) 振興局別捕獲数

(単位：頭)

振興局	種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
オホーツク	狩猟	7,027	6,195	5,041	4,635	6,127	4,045	6,111	8,546	8,699	3,595	4,243	3,786
	許可捕獲	3,757	3,830	4,011	4,246	4,748	4,985	6,161	7,633	9,304	8,484	9,926	10,019
	計	10,784	10,025	9,052	8,881	10,875	9,030	12,272	16,179	18,003	12,079	14,169	13,805
十勝	狩猟	7,393	7,482	6,171	7,820	8,338	10,255	8,734	10,383	11,814	5,705	6,117	6,031
	許可捕獲	4,546	4,658	4,843	4,638	4,353	5,316	6,190	7,967	7,731	9,310	10,027	10,671
	計	11,939	12,140	11,014	12,458	12,691	15,571	14,924	18,350	19,545	15,015	16,144	16,702
釧路	狩猟	12,630	13,379	9,907	10,331	11,588	15,579	13,461	16,546	17,736	11,645	11,263	10,164
	許可捕獲	7,921	9,149	8,747	7,300	7,898	9,004	12,570	13,695	15,263	16,281	18,808	17,998
	計	20,551	22,528	18,654	17,631	19,486	24,583	26,031	30,241	32,999	27,926	30,071	28,162
根室	狩猟	2,461	2,193	2,288	2,174	2,174	2,388	2,391	2,648	2,464	2,321	2,285	2,046
	許可捕獲	792	1,521	1,734	2,071	1,959	1,978	2,367	4,488	5,065	6,275	7,428	5,841
	計	3,253	3,714	4,022	4,245	4,133	4,366	4,758	7,136	7,529	8,596	9,713	7,887
東部計	狩猟	29,511	29,249	23,407	24,960	28,227	32,267	30,697	38,123	40,713	23,266	23,908	22,027
	許可捕獲	17,016	19,158	19,335	18,255	18,958	21,283	27,288	33,783	37,363	40,350	46,189	44,529
	計	46,527	48,407	42,742	43,215	47,185	53,550	57,985	71,906	78,076	63,616	70,097	66,556
空知	狩猟	1,699	2,167	1,886	2,078	1,878	3,442	3,386	4,372	4,282	2,673	2,517	2,613
	許可捕獲	951	1,206	797	1,257	1,499	1,733	2,545	2,933	2,922	4,358	4,714	5,082
	計	2,650	3,373	2,683	3,335	3,377	5,175	5,931	7,305	7,204	7,031	7,231	7,695
石狩	狩猟	127	86	292	274	294	246	298	354	363	538	542	381
	許可捕獲	203	185	148	90	190	224	187	354	413	499	618	765
	計	330	271	440	364	484	470	485	708	776	1,037	1,160	1,146
胆振	狩猟	2,967	3,456	3,352	3,271	4,514	5,914	4,968	7,223	6,700	6,192	5,435	4,917
	許可捕獲	1,179	1,378	1,744	1,858	2,135	2,527	4,508	7,199	6,037	8,421	8,561	6,638
	計	4,146	4,834	5,096	5,129	6,649	8,441	9,476	14,422	12,737	14,613	13,996	11,555
日高	狩猟	7,047	9,361	7,662	6,548	8,772	10,906	9,339	10,380	7,716	5,396	3,991	3,043
	許可捕獲	2,582	4,101	4,685	5,450	6,220	7,144	10,266	15,203	16,735	18,780	20,458	16,231
	計	9,629	13,462	12,347	11,998	14,992	18,050	19,605	25,583	24,451	24,176	24,449	19,274
上川	狩猟	2,680	3,559	3,561	2,969	3,472	4,125	3,170	3,791	4,795	3,054	2,758	2,269
	許可捕獲	2,001	1,894	2,086	3,091	3,048	3,293	6,794	6,509	6,951	7,840	6,195	5,851
	計	4,681	5,453	5,647	6,060	6,520	7,418	9,964	10,300	11,746	10,894	8,953	8,120
留萌	狩猟	354	451	421	384	503	768	803	873	713	605	817	433
	許可捕獲	444	376	293	425	521	555	927	1,175	1,648	1,986	1,889	1,858
	計	798	827	714	809	1,024	1,323	1,730	2,048	2,361	2,591	2,706	2,291
宗谷	狩猟	755	988	1,156	1,138	1,328	1,346	1,809	2,246	2,830	2,947	2,873	2,154
	許可捕獲	144	193	327	384	735	734	1,003	1,693	2,428	3,358	3,548	3,476
	計	899	1,181	1,483	1,522	2,063	2,080	2,812	3,939	5,258	6,305	6,421	5,630
西部計	狩猟	15,629	20,068	18,330	16,662	20,761	26,747	23,773	29,239	27,399	21,405	18,933	15,810
	許可捕獲	7,504	9,333	10,080	12,555	14,348	16,210	26,230	35,066	37,134	45,242	45,983	39,901
	計	23,133	29,401	28,410	29,217	35,109	42,957	50,003	64,305	64,533	66,647	64,916	55,711
後志	狩猟	0	127	87	132	157	237	226	177	351	298	351	337
	許可捕獲	27	24	9	8	27	31	93	132	199	246	428	462
	計	27	151	96	140	184	268	319	309	550	544	779	799
渡島	狩猟	0	371	264	345	409	493	539	653	725	755	610	726
	許可捕獲	23	23	18	23	57	54	217	400	432	544	462	644
	計	23	394	282	368	466	547	756	1,053	1,157	1,299	1,072	1,370
檜山	狩猟	0	3	16	14	27	30	45	55	83	71	94	84
	許可捕獲	0	0	3	2	1	4	12	4	15	62	63	106
	計	0	3	19	16	28	34	57	59	98	133	157	190
南部計	狩猟	0	501	367	491	593	760	810	885	1,159	1,124	1,055	1,147
	許可捕獲	50	47	30	33	85	89	322	536	646	852	953	1,212
	計	50	548	397	524	678	849	1,132	1,421	1,805	1,976	2,008	2,359
全道計	狩猟	45,140	49,818	42,104	42,113	49,581	59,774	55,280	68,247	69,271	45,795	43,896	38,984
	許可捕獲	24,570	28,538	29,445	30,843	33,391	37,582	53,840	69,385	75,143	86,444	93,125	85,642
	計	69,710	78,356	71,549	72,956	82,972	97,356	109,120	137,632	144,414	132,239	137,021	124,626

出典：北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課資料

## 2 農林業被害

### (1) 農林業被害額

(単位：百万円)

地域	種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
東部	農業	1,730	1,689	1,919	2,020	2,339	2,909	3,609	3,905	3,930	3,631	3,071	2,798
	林業	39	6	15	10	12	19	9	108	176	59	87	87
	計	1,769	1,695	1,934	2,030	2,351	2,928	3,619	4,013	4,106	3,690	3,158	2,885
西部	農業	998	1,112	1,123	1,190	1,668	2,102	2,276	2,287	2,100	1,741	1,409	1,278
	林業	17	18	20	12	8	8	11	66	71	95	16	15
	計	1,015	1,130	1,143	1,202	1,676	2,110	2,287	2,353	2,171	1,836	1,425	1,293
南部	農業	7	4	5	12	16	43	36	41	26	36	30	76
	林業	0	0	0	0	2	0	2	2	1	1	0	1
	計	5	3	5	10	18	44	38	43	27	37	30	77
全道計	農業	2,735	2,805	3,047	3,222	4,023	5,055	5,921	6,233	6,056	5,408	4,510	4,152
	林業	56	24	35	22	22	28	23	176	248	155	103	103
	計	2,791	2,829	3,082	3,244	4,045	5,082	5,944	6,409	6,304	5,563	4,613	4,254

### (2) 振興局別農林業被害額

(単位：百万円)

振興局	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
オホーツク	572	472	470	503	544	581	730	853	805	635	541	449
十勝	325	384	448	444	555	562	801	864	937	704	647	578
釧路	635	599	769	798	934	1,108	1,218	1,373	1,433	1,386	1,383	1,247
根室	238	240	248	285	318	676	870	924	931	965	588	611
東部計	1,769	1,695	1,934	2,030	2,351	2,928	3,619	4,013	4,106	3,690	3,158	2,885
空知	94	88	73	77	80	168	225	218	187	131	145	135
石狩	16	13	16	16	18	21	14	16	25	34	55	48
胆振	122	140	135	169	212	271	307	305	250	286	191	197
日高	521	554	523	530	773	960	1,051	1,218	1,085	911	648	534
上川	236	307	343	375	544	616	604	488	500	399	319	322
留萌	19	22	48	30	40	53	65	62	54	44	37	31
宗谷	7	5	5	6	10	21	20	45	69	31	30	25
西部計	1,015	1,130	1,143	1,202	1,676	2,110	2,287	2,353	2,171	1,836	1,425	1,293
後志	2	1	0	2	2	6	5	12	12	17	22	37
渡島	5	3	5	10	16	38	33	30	15	18	6	38
檜山	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2
南部計	5	3	5	10	18	44	38	43	27	37	30	77
全道計	2,791	2,829	3,082	3,244	4,045	5,082	5,944	6,409	6,304	5,563	4,613	4,254

### (3) 作物別農林業被害額

(単位：百万円)

作物	H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	被害額	割合	被害額	割合	被害額	割合	被害額	割合	被害額	割合	被害額	割合
牧草	2,846	47.9%	3,403	53.1%	3,352	53.2%	3,101	55.7%	2,519	54.6%	2,248	52.8%
ビート	529	8.9%	517	8.1%	468	7.4%	378	6.8%	338	7.3%	310	7.3%
水稲	486	8.2%	472	7.4%	392	6.2%	313	5.6%	246	5.3%	288	6.8%
ばれいしょ	303	5.1%	312	4.9%	309	4.9%	245	4.4%	227	4.9%	215	5.1%
小麦	308	5.2%	276	4.3%	310	4.9%	229	4.1%	141	3.1%	147	3.5%
デントコーン	298	5.0%	262	4.1%	239	3.8%	244	4.4%	216	4.7%	203	4.8%
根菜類	299	5.0%	184	2.9%	190	3.0%	181	3.3%	236	5.1%	188	4.4%
小豆	142	2.4%	159	2.5%	150	2.4%	142	2.6%	104	2.3%	80	1.9%
飼料・配合飼料	147	2.5%	101	1.6%	91	1.4%	102	1.8%	106	2.3%	115	2.7%
大豆	95	1.6%	96	1.5%	88	1.4%	68	1.2%	71	1.5%	84	2.0%
葉茎菜類	81	1.4%	79	1.2%	79	1.3%	69	1.2%	45	1.0%	27	0.6%
スイートコーン	125	2.1%	75	1.2%	77	1.2%	54	1.0%	50	1.1%	44	1.0%
その他農業	262	4.4%	297	4.6%	311	4.9%	282	5.1%	211	4.6%	202	4.7%
林業	23	0.4%	176	2.7%	248	3.9%	155	2.8%	103	2.2%	103	2.4%
合計	5,944		6,409		6,304		5,563		4,613		4,254	

出典：北海道環境生活部環境局生物多様性保全課「野生鳥獣被害調査結果」

### 3 交通事故

#### (1) 振興局別発生件数

(単位：件)

振興局	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
オホーツク	173	173	130	122	161	191	158	220	181	139	133	182
十勝	84	129	126	117	151	193	160	202	159	168	171	176
釧路	284	307	256	325	304	347	359	591	415	362	411	422
根室	145	171	141	162	160	175	159	200	182	160	132	122
東部計	686	780	653	726	776	906	836	1,213	937	829	847	902
空知	50	82	39	84	92	128	125	141	100	107	128	129
石狩	33	50	32	41	73	59	75	140	100	120	153	195
胆振	142	129	124	139	157	191	173	193	211	240	274	267
日高	89	126	135	148	141	156	148	147	136	97	100	83
上川	113	99	103	131	195	177	157	218	136	147	151	153
留萌	18	21	19	28	47	55	28	54	30	46	46	50
宗谷	35	61	92	76	110	128	141	146	118	144	163	121
西部計	480	568	544	647	815	894	847	1,039	831	901	1,015	998
後志	3	3	4	3	15	17	20	23	15	44	30	48
渡島	1	4	5	8	21	19	22	29	24	42	38	52
檜山	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	10	10
南部計	4	7	9	11	37	38	44	54	41	88	78	110
全道計	1,170	1,355	1,206	1,384	1,628	1,838	1,727	2,306	1,809	1,818	1,940	2,010

#### (2) 月別発生件数

(単位：件)

振興局	年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
オホーツク	H27	2	1	1	19	12	5	11	8	21	45	41	16	182
	H26	1	0	5	16	7	10	8	8	8	40	22	8	133
	H25	7	5	4	7	13	7	9	5	10	34	29	9	139
十勝	H27	5	2	4	16	8	11	7	17	23	43	23	17	176
	H26	4	7	5	14	15	10	9	13	12	31	39	12	171
	H25	3	3	4	11	20	16	8	12	10	34	33	14	168
釧路	H27	31	5	20	29	20	25	19	28	48	78	66	53	422
	H26	32	12	18	31	19	12	20	22	29	97	68	51	411
	H25	29	17	16	31	34	16	11	20	36	50	57	45	362
根室	H27	5	1	7	8	6	8	9	8	13	29	22	6	122
	H26	5	4	3	6	6	10	12	7	16	28	13	22	132
	H25	10	4	3	11	21	10	13	5	19	29	18	17	160
空知	H27	2	3	2	12	9	6	4	12	7	28	26	18	129
	H26	9	4	1	10	6	1	11	10	12	25	26	13	128
	H25	2	2	0	21	11	3	6	4	6	25	19	8	107
石狩	H27	4	6	2	16	12	12	13	12	12	62	34	10	195
	H26	3	2	1	7	7	12	7	5	10	50	31	18	153
	H25	4	1	0	12	5	8	5	10	9	36	25	5	120
胆振	H27	27	8	12	23	14	11	14	14	24	46	48	26	267
	H26	25	8	11	17	11	14	8	12	23	64	54	27	274
	H25	7	12	4	17	11	14	12	11	18	58	52	24	240
日高	H27	5	6	4	7	5	4	3	4	8	13	14	10	83
	H26	8	6	2	8	3	5	9	7	10	18	15	9	100
	H25	7	4	2	5	7	2	5	5	10	30	9	11	97
上川	H27	1	1	4	18	9	5	6	11	16	43	28	11	153
	H26	5	3	3	14	16	8	4	8	16	32	33	9	151
	H25	10	1	0	10	20	11	1	4	10	32	32	16	147
留萌	H27	0	0	4	5	1	1	1	5	4	17	7	5	50
	H26	0	1	2	3	3	1	3	3	4	13	7	6	46
	H25	0	1	2	9	2	1	4	2	1	11	6	7	46
宗谷	H27	2	2	6	9	4	13	14	7	12	24	18	10	121
	H26	6	3	10	6	10	13	21	10	17	33	23	11	163
	H25	6	6	8	14	12	7	4	7	10	29	26	15	144



振興局	年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
後志	H27	1	1	3	2	2	1	6	2	2	19	6	3	48
	H26	1	1	0	1	0	2	1	1	0	10	8	5	30
	H25	0	0	0	4	0	2	0	2	6	14	10	6	44
渡島	H27	0	2	1	0	0	2	3	1	5	18	13	7	52
	H26	1	0	1	6	0	1	0	0	1	16	10	2	38
	H25	0	1	1	0	2	2	0	1	7	12	13	3	42
檜山	H27	1	0	0	1	0	1	0	0	2	3	1	1	10
	H26	0	0	1	0	1	0	0	1	1	5	1	0	10
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
全道計	H27	86	38	70	165	102	105	110	129	197	468	347	193	2,010
	H26	100	51	63	139	104	99	113	107	159	462	350	193	1,940
	H25	85	57	44	152	158	99	78	88	152	394	330	181	1,818
月別構成率 (H27)		4.3%	1.9%	3.5%	8.2%	5.1%	5.2%	5.5%	6.4%	9.8%	23.3%	17.3%	9.6%	

### (3) 昼間・夜間の発生状況

(単位：件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
昼間	331	281	478	265	253	295	294
夜間	1,507	1,446	1,828	1,544	1,565	1,645	1,716
計	1,838	1,727	2,306	1,809	1,818	1,940	2,010
夜間発生率	82.0%	83.7%	79.3%	85.4%	86.1%	84.8%	85.4%

出典：北海道警察本部交通部交通企画課提供資料

## 4 列車運行支障

### (1) 地域別・路線別の支障発生件数

(単位：件)

地域	路線	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
東部	花咲線	286	278	329	335	362	438	456	466	599	622	530	492
	釧網本線	164	149	187	157	245	342	235	231	335	267	283	286
	根室本線 (新狩勝～釧路)	80	112	135	129	168	157	158	251	242	201	195	191
	石北本線 (奥白滝～網走)	97	101	79	91	122	168	145	208	258	106	186	250
	計	627	640	730	712	897	1,105	994	1,156	1,434	1,196	1,194	1,219
西部	根室本線 (滝川～新狩勝)	56	81	109	124	114	148	128	161	155	99	107	176
	札沼線	2	3	2	3	2	4	4	5	10	2	9	4
	室蘭本線 (小幌～室蘭)	28	47	49	68	110	132	136	217	196	207	195	207
	宗谷本線	127	205	185	224	216	321	296	436	389	396	405	515
	石勝線	77	130	122	113	151	203	193	228	201	162	137	132
	石北本線 (新旭川～奥白滝)	42	50	42	31	45	51	62	72	69	37	50	56
	千歳線	12	29	30	36	47	38	60	54	63	71	77	100
	日高本線	61	67	62	81	110	103	93	148	141	140	113	42
	函館本線 (ほしみ～旭川)	7	11	13	22	18	23	22	33	49	36	22	25
	富良野線	1	0	1	2	1	2	2	5	2	2	2	4
留萌本線	6	11	14	15	15	20	25	36	32	46	40	39	
計	419	634	629	719	829	1,045	1,021	1,395	1,307	1,198	1,157	1,300	
南部	海峡線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	江差線	0	3	0	7	3	8	5	4	4	5	2	13
	室蘭本線 (長万部～小幌)	0	0	1	0	0	2	0	1	0	3	4	3
	函館本線 (函館～ほしみ)	4	26	22	37	55	46	55	63	113	133	136	189
計	4	29	23	44	58	56	60	68	117	142	142	205	
不明		2	0	6	1	0	1	0	0	0	0	0	
合計		1,052	1,303	1,388	1,476	1,784	2,207	2,075	2,619	2,858	2,536	2,493	2,724

### (2) 地域別発生件数割合

(単位：%)

地域	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
東部	59.6%	49.1%	52.6%	48.2%	50.3%	50.1%	47.9%	44.1%	50.2%	47.2%	47.9%	44.8%
西部	39.8%	48.7%	45.3%	48.7%	46.5%	47.3%	49.2%	53.3%	45.7%	47.2%	46.4%	47.7%
南部	0.4%	2.2%	1.7%	3.0%	3.3%	2.5%	2.9%	2.6%	4.1%	5.6%	5.7%	7.5%
東部・西部の合計	99.4%	97.8%	97.9%	97.0%	96.7%	97.4%	97.1%	97.4%	95.9%	94.4%	94.3%	92.5%

出典：北海道旅客鉄道株式会社提供資料

## 5 狩猟者数

### (1) 狩猟免許種別所持者数

(単位：人)

種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
網猟	952	1,044	1,125	928	759	278	326	361	357	377	406	475
わな猟				1,173	1,341	1,655	2,348	3,050	3,381	3,628	3,795	3,992
第一種銃猟	7,874	7,956	7,384	7,343	7,342	6,744	6,918	7,064	6,425	6,635	6,715	6,484
第二種銃猟	21	26	26	27	29	41	45	49	52	49	52	50
計	8,847	9,026	8,535	9,471	9,471	8,718	9,637	10,524	10,215	10,689	10,968	11,001
実数	8,110	8,208	7,660	7,673	7,763	7,431	8,022	8,581	8,152	8,403	8,491	8,259

### (2) 狩猟免許種別所持者数 (平成 27 年度)

(単位：人)

振興局	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合計
オホーツク	25	447	775	11	1,258
十勝	35	526	866	15	1,442
釧路	16	152	453	3	624
根室	5	58	209	2	274
東部計	81	1,183	2,303	31	3,598
空知	22	552	472	1	1,047
石狩	211	578	1,388	5	2,182
胆振	58	337	355		750
日高	9	237	325	8	579
上川	24	505	665	2	1,196
留萌	10	56	111		177
宗谷	8	83	190	1	282
西部計	342	2,348	3,506	17	6,213
後志	18	167	258		443
渡島	31	234	316	2	583
檜山	3	60	101		164
南部計	52	461	675	2	1,190
全道計	475	3,992	6,484	50	11,001

### (3) 狩猟者登録証交付状況 (道内在住者)

(単位：人)

種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
網猟	255	280	271	6	7	11	12	14	12	10	13	19
わな猟				281	312	297	378	556	719	777	841	980
第一種銃猟	6,820	6,683	6,514	6,349	6,062	5,910	5,631	5,538	5,377	5,319	5,238	5,232
第二種銃猟	33	37	46	39	45	51	63	63	79	83	76	73
計	7,108	7,000	6,831	6,675	6,426	6,269	6,084	6,171	6,187	6,189	6,168	6,304

出典：北海道環境生活部環境局生物多様性保全課「鳥獣関係統計（北海道版）」

6 個体数指数

平成 27（2015）年度エゾシカ個体数指数等について

1 平成 27（2015）年度エゾシカ個体数指数について

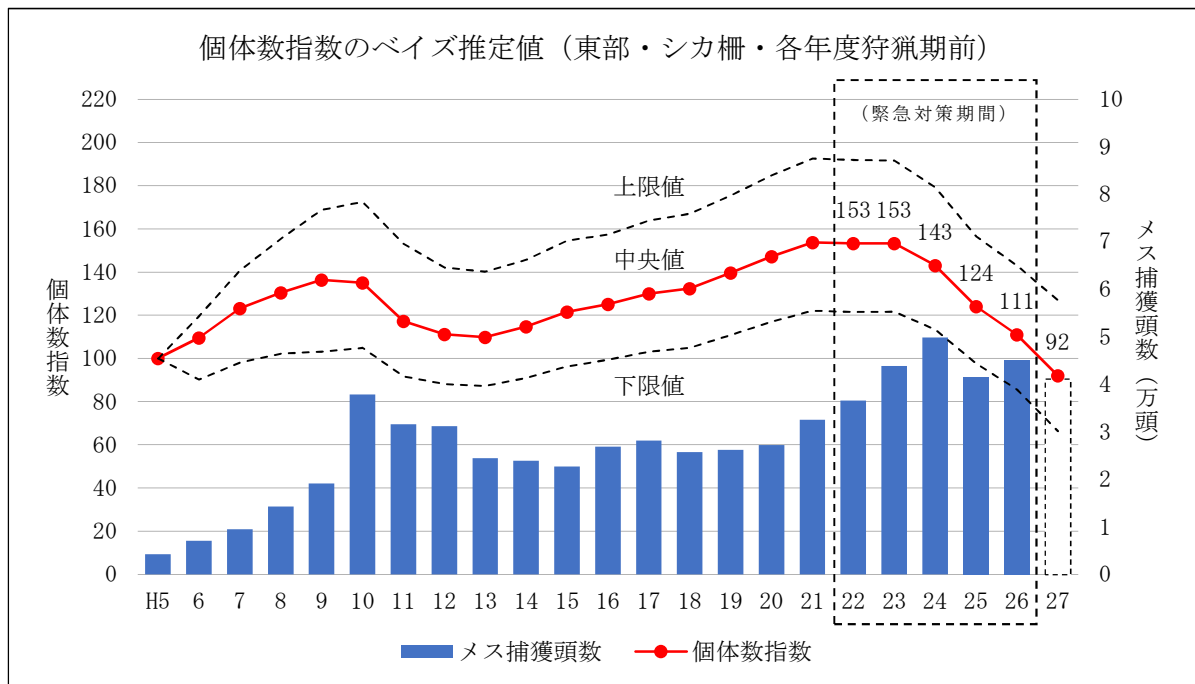
各種調査から得られた結果について、基準年の値を 100 として基準化し、毎年の生息動向を相対値で表したものの。

(1) 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）

92±30（95%区間）

【平成 27（2015）年 10 月（狩猟期前）時点、平成 5（1993）年度を 100 とした指数】

- ・平成 26（2014）年度は、最新データの解析によって、111±30（95%区間）と修正された。
- ・東部地域については、平成 14（2002）年頃から増加に転じ、平成 21（2009）年度から 22（2010）年度には過去最高の個体数に達したが、平成 24（2012）年度以降は、減少したと推定される。
- ・1 年当たりの増加率を 21%と仮定すると、平成 26（2014）年度の生息頭数は、新たな解析によって、23 万頭から 39 万頭の間にある（95%区間）、平成 27（2015）年度は 18 万頭から 37 万頭の間にある（95%区間）と推定される。
- ・各振興局別の増減にばらつきが大きく、列車支障件数やライトセンサス観察頭数によると局所的に減少が止まっている可能性がある。
- ・平成 26（2014）年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は、約 1 万 4 千頭、許可捕獲による捕獲頭数は、約 3 万 1 千頭を記録した。北海道エゾシカ管理計画（第 4 期）の目標の達成のためには、平成 24（2012）年度のメスジカ捕獲頭数並みの約 5 万頭が必要であり、許可捕獲によるメスジカ捕獲頭数を 3 万 5 千頭以上確保する必要がある。



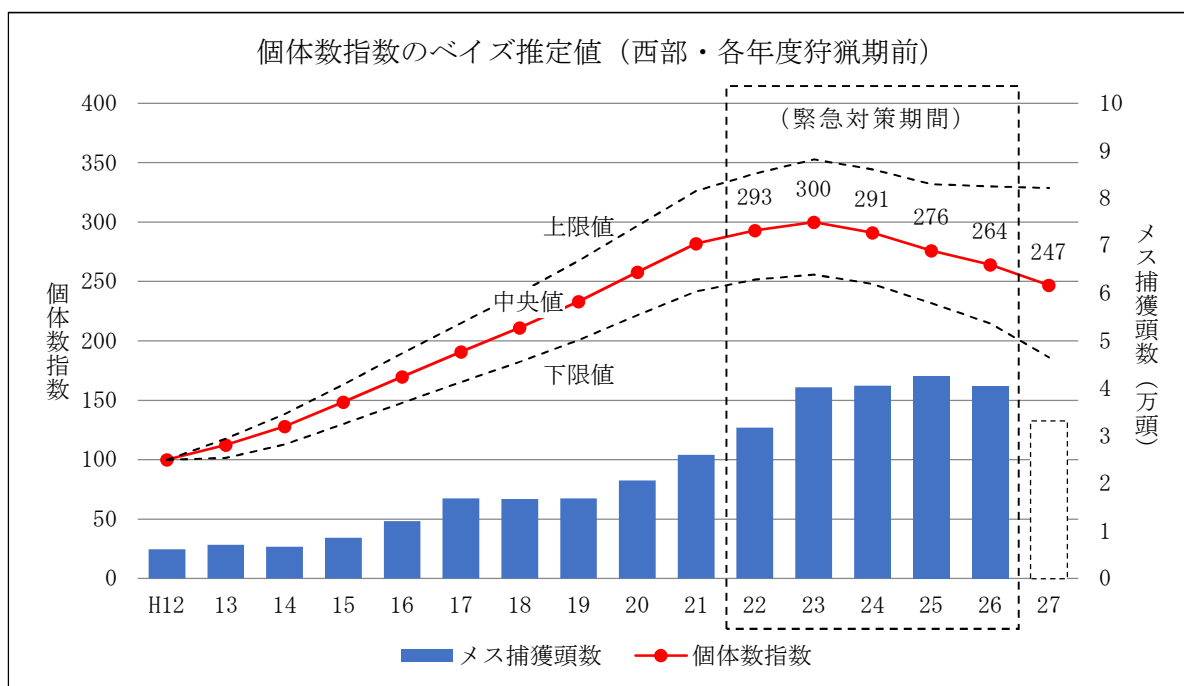
※H27 の捕獲頭数は、速報値。

(2) 西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高管内）

247±75（95%区間）

【平成 27（2015）年 10 月（狩猟期前）時点、平成 12（2000）年度を 100 とした指数】

- ・平成 26（2014）年度は、最新データの解析によって、264±60（95%区間）と修正された。
- ・西部地域の個体数指数は、全域で増加傾向が続いていたが、平成 23（2011）年度には過去最高の個体数に達した。その後、平成 24（2012）年度以降は減少したが、平成 26（2014）年度から 27（2015）年度にかけて減少が止まった可能性がある。
- ・1 年当たりの増加率を 21%と仮定すると、新たな解析によって、平成 26（2014）年度の生息頭数は 23 万頭から 45 万頭の間であり（95%区間）、平成 27（2015）年度は 19 万頭から 46 万頭の間にある（95%区間）と推定される。
- ・平成 26（2014）年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は、約 1 万 2 千頭、許可捕獲による捕獲頭数は、約 2 万 9 千頭を記録した。北海道エゾシカ管理計画（第 4 期）の目標の達成のためには、平成 24（2012）年度のメスジカ捕獲頭数 4 万頭以上が必要であり、許可捕獲によるメスジカ捕獲頭数を 3 万頭以上確保する必要がある。



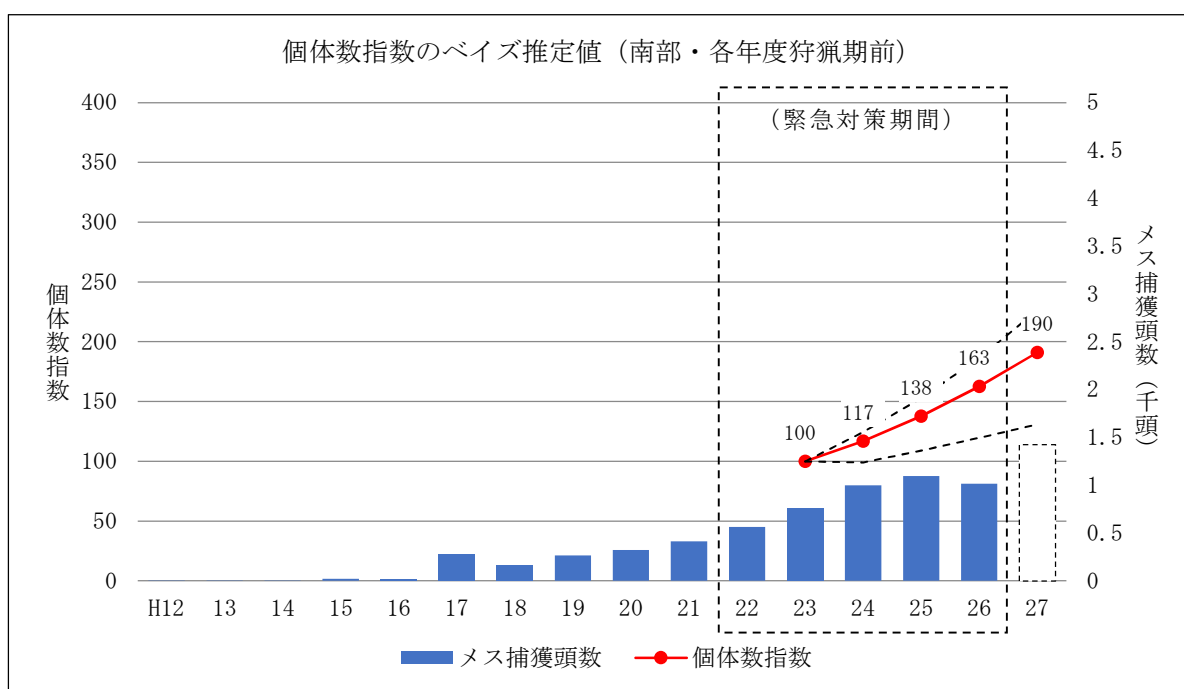
※H27 の捕獲頭数は、速報値。

(3) 南部地域（渡島、檜山、後志管内）

190±60（95%区間）

【平成 27（2015）年 10 月（狩猟期前）時点、平成 23（2011）年度を 100 とした暫定値】

- ・南部地域については、ライトセンサス等の情報蓄積や航空機調査の結果、初めて指数を推定することが可能となった。
- ・捕獲頭数が年々増加しているにもかかわらず、生息頭数は減少しておらず、増加が継続している。このため指数は暫定値とした。
- ・1 年当たりの増加率を 21% と仮定すると、平成 27（2015）年度の生息頭数は、2 万頭から 8 万頭の間にあると推定される。
- ・捕獲頭数が年々増加し、平成 24（2012）年度から約 2 千頭（メス約 1 千頭）捕獲しているにもかかわらず、ライトセンサスの観察頭数は、平成 22（2010）年度から一貫して増加しており、一層の捕獲圧をかけることが必要である。



※H27 の捕獲頭数は、速報値。